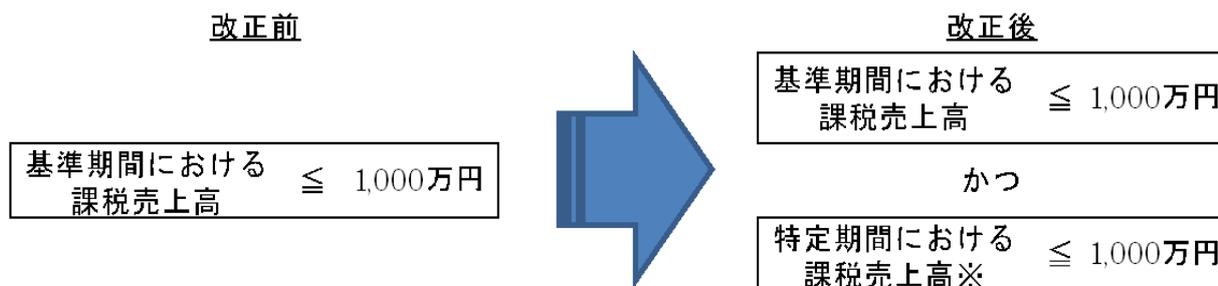


平成 25 年 1 月 1 日より消費税の納税義務要件が改定されました。

今までは、基準期間(前々年)の課税売上高が 1,000 万円を超えるか否かで消費税の納税義務者となるかどうかを判定していましたが、改正後はこれに加え、前年 1 月 1 日から 6 月 30 日間の課税売上高が 1,000 万円を超えるかどうかでも判定する。

内容 (消法 9 の 2①~⑤)

(1) 消費税の免税事業者について



※ただし、特定期間においては給与等の支給額に置き換えて計算することができる。

(2) 特定期間とは

個人事業者の特定期間とは、その年の前年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいう。

(3) 適用時期

平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する個人事業者のその年又は法人のその事業年度について適用する。

具体例 個人事業者の場合

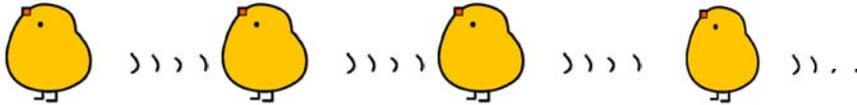


→ 基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下のため、納税義務なし。



→ 基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下だが、特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超えるため、納税義務あり。

今後の、消費税の納税義務者の判定をしてみました。



Q1 平成23年の年間課税課税売上高が、1千万円を超えなかった。



A 平成25年は、消費税の納税はありません。

Q2 平成23年の年間課税課税売上高が、1千万円を超えた。

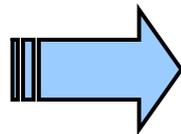


A 平成25年は、消費税の納税者となります。

Q1 と Q2 が、いままでの納税義務者の判定基準でしたが、新たに、「Q3 の判定要素が加わった」ことになりました。

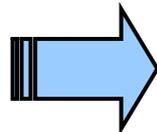
Q3 平成23年の年間課税売上高は1千万円を超えなかったが、平成24年1～6月の課税売上高が1千万円を超えた。

※①給与等の支給額に置き換えて計算することができます。



A 平成25年は、消費税の納税者となります。

Q4 平成24年1～6月の課税売上高は1千万円を超えなかったが、平成24年の年間課税売上高が1千万円を超えた。



A 平成26年に、消費税の納税者となります。

※ ① 1～6月までの課税売上高が1千万円を超えているとき・課税売上高が計算できないときに、給与等の支給額を半年分の課税売上高とすることができます。

課税売上高の集計を省略して給与等支払額のみで判定することもできます。いずれの基準で判断するかは納税者の任意です。